

令和7年度自主防災組織活動育成補助金の補助対象について

本事業では、自主防災組織が行う防災活動や防災整備に対して補助を行います。

下記の2事業それぞれに申請が可能です。(1組織最大2回申請可能)

1.防災拠点整備事業

(費用の2/3以内の額。ただし、20万円を限度とする。)

り。)

補助対象となる費用

(ア)防災テント、防災倉庫の購入費用

- ・購入費用や原材料費(コンクリートなど)
- ・テント、倉庫には自主防災組織名を入れてください。

(イ)一時避難場所や避難路の整備費用

- ・手摺などの部材を購入し整備する費用
- ・表示板・避難標識等を購入し設置する費用
- ・組織の発注する工事の請負費

(ウ)地元独自で放送施設を整備する費用

- ・放送設備を整備する際の工事請負費、修繕費

(エ)その他防災拠点の整備事業

- ・防災倉庫の修繕費用など

2.防災活動支援事業

(費用の2/3以内の額。ただし、世帯数によって上限あり。)

補助対象となる費用

(ア)防災資機材の購入費用

- ・防災テント、倉庫は除きます。

(イ)防災訓練、防災学習会の実施費用

- ・視察研修の旅費は認められません。

※品目の詳細、世帯数による上限は裏面をご確認下さい。

3.注意事項

(ア)備品や資機材等は自主防災組織で管理し、定期的に点検を行うなど維持管理に努めてください。

(イ)購入費用等の支払いに際して、ポイントカード等は利用しないでください。

防災活動支援事業の対象品目例

防災資機材の整備に要する経費

- ・消火用具類（バケツ・消火器等）
- ・運搬用具類（リヤカー・一輪車等）
- ・照明用具類（カンテラ・懐中電灯・発電機・投光器等）
- ・救出救助用具類（ロープ・スコップ・担架・ハシゴ・ライフジャケット等）
- ・炊飯用具類（かま・なべ・飯ごう・食器等）
- ・安全用具類（ヘルメット・防災ずきん等）
- ・情報用具類（メガホン・ラジオ・トランシーバー等）
- ・備蓄食料（保存食・保存水等）
- ・その他（毛布・防水シート・誘導旗・土嚢袋・作業服・帽子・カップ・救急箱・腕章・風呂釜等）

防災訓練、防災学習会など防災活動の経費

- ・報償費（講師謝礼等）
- ・需用費（消耗品・燃料・印刷製本・医薬品費等）
- ・役務費（はがき・切手代等）
- ・使用料及び賃借料（機器リース・教材借上料等）

申請窓口

総務部危機管理課(TEL:0894-62-6491)

明浜支所地域生活課(TEL:0894-64-1280)

城川支所地域生活課(TEL:0894-82-1111)

野村支所地域生活課(TEL:0894-72-1112)

三瓶支所地域生活課(TEL:0894-33-1111)

世帯数による上限

自主防災組織内の世帯数により、上限金額を下記のとおり

定めています。補助額に1,000円未満の端数が生じた場

合は、端数は切り捨てとなります。

自主防災組織対象世帯数	限度額
100世帯未満	50,000円
100世帯以上～150世帯未満	75,000円
150世帯以上～200世帯未満	100,000円
200世帯以上～300世帯未満	125,000円
300世帯以上～400世帯未満	150,000円
400世帯以上～500世帯未満	175,000円
500世帯以上	200,000円

補助金交付の流れ

※通年事業ではありますが、申請期限は12月末です。

西予市が行うもの		自主防災組織が行うもの
	←	① 交付申請（様式第1号）
② 交付決定通知（様式第2号）	→	
	←	③ 変更等の申請（様式第3号）
④ 変更・中止・廃止承認通知 （様式第4号）	→	
	←	⑤ 実績報告書（様式5号）
⑥ 確定通知（様式第6号）	→	
	←	⑦ 交付請求書（様式第7号）
⑧ 補助金の交付	→	